

あなたがおうちの

2024年
5月号

FP 通信



使いやすくなった相続時精算課税制度。しかし、注意点も！

今回は相続対策で重要な制度の一つである「**相続時精算課税制度**」について見ていきましょう。

相続時精算課税制度とは、贈与者（60歳以上）から受贈者（18歳以上の子や孫）へ2,500万円までは贈与税の負担なしで贈与することができ、**相続が発生した時**に、贈与財産と相続財産を合算（**精算**）し一括して相続税を納税（**課税**）するという制度です。

贈与時に税の繰延をすることで、早い段階で財産を次世代に移すことができます。この制度が2024年からより使いやすくなりました。110万円の基礎控除が創設され、基礎控除内の贈与であれば申告は不要。さらに基礎控除内の贈与財産は、相続発生時でも相続財産に加算する必要がなくなったのです。

但し、2,500万円を超えた場合、超えた金額に20%と大きな贈与税がされる為、注意が必要です。

もう一つ類似の制度として「**暦年課税制度**」があります。

こちらは、受贈者一人あたり年間110万円までは非課税で贈与できる制度です。しかし、暦年贈与は今年から課税が強化され、相続発生時には7年間（従来は3年間）さかのぼり、贈与財産を相続財産に加算することになりました（猶予期間あり）。暦年贈与を行う場合、早いうちから贈与をしないと意味が無くなってしまいます。

相続時精算課税と暦年課税の優劣は、贈与者の年齢や保有財産の額・内容などにより異なります。相続時精算課税を利用するには届け出が必要で、一度選択すると暦年課税には戻せないため、慎重な判断が必要です。特に不動産の評価を大きく減額してくれる**小規模宅地等の特例***は、相続時精算課税を選択すると利用できなくなります。相続対策は専門家に相談し、慎重に検討するようにしてくださいね。

※小規模宅地の特例・・・亡くなった人が自宅として使っていた宅地に対する特例。

一定の要件を満たせば評価額を最大80%下げることができる。



今月の
質問

?? お金のクイズ

相続が発生した件数のうち、相続税が課税されるのは何%くらいでしょうか？

- 1 3.6%
- 2 5.6%
- 3 9.6%

（答えは裏面にあります！）



ニュースでよく聞く『円安』。生活にも大きく影響が出ていますね・・・。生活の多くを輸入に頼っている日本は、円安になることで、直接物価に反映されていきます。原因は『日米金利差』と言われていますが本当にそうなのでしょうか。根本の原因は『日本の底力』が低下している事ではないかなと私は考えています。

日々の仕事、「**より良いサービスや物を提供出来ないか？**」とか日々の買い物「**これを買うことで誰が利益を得るのか？**」など。

この機会に、自分の生活を振り返るのもいいかもしれませんね ^^

質問：円安になったことであなたが感じるメリットとデメリットは??



コラム

地震による火災は、地震保険でしか補償されない！

いつ大きな地震がおきてもおかしくない日本。地震大国の日本において、地震保険は被災した人の生活を守るための大切な備えです。地震保険は単独では契約できず、火災保険と合わせて加入します。地震保険は、地震や噴火、津波を原因とする損害（火災・損壊・埋没・流失）に対して補償してくれます。地震が原因で発生した火災で家が損傷した場合は、火災保険では補償されないの注意しましょう。

地震保険は公共性が高いため、国と保険会社が共同で運営しています。そのため、保険会社による保険料の違いはありません。一方、地域や建物構造、築年数などによっては、保険料は異なります。

免震・耐震性能による割引制度もあるので、契約時にはしっかりと確認するようにしましょう。

保険金額は、建物 5,000 万円、家財 1,000 万円が上限で、火災保険の 30%~50%の範囲内で任意に決めることができます。*

例えば、火災保険で建物に 3,000 万円の保険をかけた場合、地震保険でかけられる保険金額は、900 万円~1,500 万円となります。

保険期間は最長で 5 年契約となり、保険料は 1 年毎よりも 5 年一括払いの方が総支払額は安くなります。

地震保険は保険金額に上限があるため、全く同じ建物を立て直すための保険ではありません。生活の立て直しのための保険と考えましょう。

地震保険の保険料は決して安くはありませんが、住宅性能を考慮し、万が一の備えとして、しっかりと加入しておきたいですね。



※保険会社により特約で 100%補償もあり

クイズの答え

正しいのは 3



国税庁「相続税の申告事績の概要」によると 2022 年の相続税の課税割合は 9.6%。

約 10 人に 1 人が課税されていることとなります。しかも年々その割合は増加傾向にあります。

自分らしく生きるヒント



★今月の星よみ★

~無料相談 承ります!~

FP 通信購読者限定で、LINE 無料相談ができます。

下記の様な悩みがある方はどうぞご利用ください。

- ・新しい保険の契約を検討しているが、第三者の判断が知りたい
- ・投資を検討しているが、どんな基準で買えばよいか分からない
- ・保険の見直しを考えている など

やり方は簡単 2Step! ①LINE 登録 ⇒ ②チャットで相談

発行元

あなたがおうちの FP

みついたかし HPはこちらからどうぞ!

三井貴司

日本 FP 協会 AFP 認定者

✉ mail@fpmitsui.com



あなたがおうちの FP は金融知識の定着と向上を

目的として「顧客第一」で情報発信しています。

不動産・保険・金融商品の勧誘、手数料目的での

販売は一切行っておりません。

